

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年11月15日付.保医発1115第11号.令和4年11月16日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎保険適用の条件が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
ADAMTS13活性	400点	区分番号「D006」 出血・凝固検査 (血液学的検査)

ア～イ（略）

ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

下線部の適用が追加されました。

●弊社取扱い項目につきましては担当営業にご相談ください。